

平成30年度中学校教育課程説明会 国語科

1 国語科の改訂の趣旨及び要点

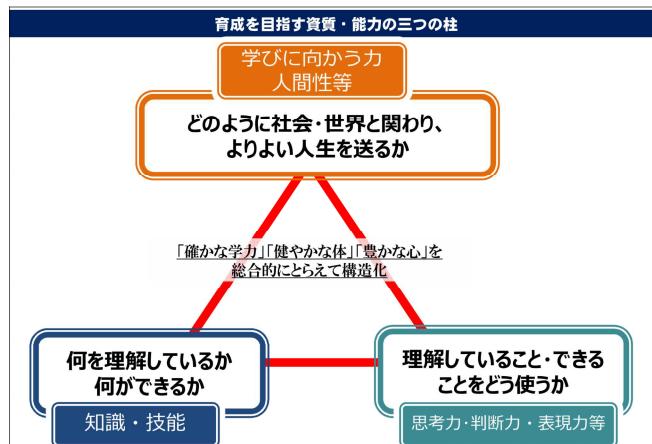
(1) 国語科の目標及び内容の構成

① 目標の構成の改善

言葉による見方・考え方を働きかせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようとする。
- (2) 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつ価値を認識するとともに、言語感覚を豊かにし、我が国の言語文化に関わり、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

国語科で育成を目指す資質・能力を「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」と規定するとともに、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理している。



② 内容の構成の改善

三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ、従前、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕で構成していた内容を、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に構成し直している。

〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕の構成は以下のとおりである。

〔知識及び技能〕

- (1) 言葉の特徴や使い方に関する事項
- (2) 情報の扱い方に関する事項
- (3) 我が国の言語文化に関する事項

〔思考力、判断力、表現力等〕

- A 話すこと・聞くこと
- B 書くこと
- C 読むこと

(2) 学習内容の改善・充実

① 語彙指導の改善・充実

語彙を豊かにするとは、自分の語彙を量と質の両面から充実させることである。具体的には、意味を理解している語句の数を増やすだけでなく、話や文章の中で使いこなせる語句を増やすとともに、語句の意味や使い方に対する認識を深め、語感を磨き、語彙の質を高めることである。

② 情報の扱い方に関する指導の改善・充実

話や文章に含まれている情報を取り出して整理したり、その関係を捉えたりすることが、話や文章を正確に理解することにつながり、また、自分のもつ情報を整理して、その関係を分かりやすく明確にすることが、話や文章で適切に表現することにつながるため、このような情報の扱い方に関する「知識及び技能」は国語科において育成すべき重要な資質・能力の一つである。

③ 学習過程の明確化、「考えの形成」の重視

〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、学習過程を一層明確にし、各指導事項を位置付けている。

また、全ての領域において、自分の考えを形成する学習過程を重視し、「考えの形成」に関わる指導事項を位置付けている。

④ 我が国の言語文化に関する指導の改善・充実

「伝統的な言語文化」、「言葉の由来や変化」、「書写」、「読書」に関する指導事項を「我が国の言語文化に関する事項」として整理し、その内容の改善を図っている。

(3) 学習の系統性の重視

国語科の指導内容は、系統的・段階的に上の学年につながっていくとともに、螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し、資質・能力の定着を図ることを基本としている。このため、小・中学校を通じて、〔知識及び技能〕の指導事項及び〔思考力、判断力、表現力等〕の指導事項と言語活動例のそれぞれにおいて、重点を置くべき指導内容を明確にし、その系統化を図っている。

(4) 授業改善のための言語活動の創意工夫

〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、どのような資質・能力を育成するかを系統表の(1)の指導事項に示し、どのような言語活動を通して資質・能力を育成するかを系統表の(2)の言語活動例に示すという関係を明確にするとともに、各学校の創意工夫により授業改善が行われるようにする観点から、従前に示していた言語活動例を言語活動の種類ごとにまとめた形で示している。

(5) 読書指導の改善・充実

各学年において、国語科の学習が読書活動に結び付くよう、〔知識及び技能〕に「読書」に関する指導事項を位置付けるとともに、「読むこと」の領域では、学校図書館などを利用して様々な本などから情報を得て活用する言語活動例を示している。

2 各学年の目標

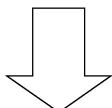
	第1学年	第2学年	第3学年
知識及び技能	(1) 社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんたり理解したりすることができるようとする。	(1) 社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんたり理解したりすることができるようとする。	(1) 社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんたり理解したりすることができるようとする。
思考力、判断力、表現力等	(2) <u>筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを確かなものにする</u> ことができるようとする。	(2) <u>論理的に考える力や共感したり想像したりする力を養い、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりする</u> ができるようとする。	(2) <u>論理的に考える力や深く共感したり豊かに想像したりする力を養い、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりする</u> ができるようとする。
学びに向かう力、人間性等	(3) <u>言葉がもつ価値に気付くとともに、進んで読書をし、我が国の言語文化を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。</u>	(3) <u>言葉がもつ価値を認識するとともに、読書を生活に役立て、我が国の言語文化を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。</u>	(3) <u>言葉がもつ価値を認識するとともに、読書を通して自己を向上させ、我が国の言語文化に関わり、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。</u>

※系統性の重視について

各学年の目標だけでなく、国語科の指導内容は、系統的・段階的に上の学年につながっていくとともに、螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し、資質・能力の定着を図ることを基本としている。このため、小・中学校を通じて、〔知識及び技能〕の指導事項及び〔思考力、判断力、表現力等〕の指導事項と言語活動例のそれぞれにおいて、重点を置くべき指導内容を明確にし、その系統化を図っている。

3 移行措置について

- (1) 平成31年度及び平成32年度の第1学年並びに平成32年度の第2学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(ア)のうち「漢字を読む」及び現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(イ)のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」並びに現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第2学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(イ)のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」の部分の規定に係る事項においては「茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、嶠、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜」を取り扱うものとする。
- (2) 平成32年度の第1学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)イに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔知識及び技能〕(3)ウに規定する事項を加えるものとする。



(1) 平成31年度の第1学年、平成32年度の第1学年、第2学年における国語の指導に当たっては、以下の漢字20字を取り扱う。

【都道府県名に用いる漢字の読みと書き】

茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、嶠、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜 (20字)

(2) 平成32年度の第1学年に、「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を加えて指導する。